

義勇兵の実戦投入問題

——フランス革命期の「国民軍」形成に関する一考察——

竹 村 厚 士

はじめに

一般に軍制史上において、フランス革命は王朝的軍隊が国民的軍隊へと移り変わる一大転機とみなされている。そして1791年6月創設された「国民義勇兵 (volontaires nationaux)」は、かかる流れの中で重要な位置を占める。ジョレス流に言えば、彼らは革命が生み出した「新しい軍隊」の象徴であり¹⁾、また「国民の鍛練 (クレパン)」といった観点から見れば、その召集は明らかに以後の大衆動員や徴兵制の先鞭をつけた²⁾。さらにヴァルミーの戦いを始め、革命戦争全般の勝因をこの「サン・キュロットの兵士」に帰させる見解は、マチエ以降今日に至るまで多くの論者が好むところでもある³⁾。

以上のような経緯から、われわれは義勇兵の中に「国民軍の祖型」を求め、職業的正規軍 (=旧王国軍) と異なるその市民的性格を強調する傾向にある⁴⁾。即ち、彼らは「武器を取った市民 (citoyens en armes)」であって、専門能力に欠けるが愛国心や革命精神に富む、というわけである。だがこうした義勇兵の描写、あるいは正規軍との二元論的対比が、極めてイデオロギー色の強いものであることは言うまでもない。

これに関しては、概ね二つの方向からの批判が可能であろう。まず構成員の実態について、ベルトーが示したように、義勇兵部隊には市民のみならず多くの元軍人が加わっており⁵⁾、また筆者が別稿で論じたパリ義勇兵の場合でも、要職に就いた者の相当数は職業軍人的なキャリアを歩んでいた⁶⁾。要するに、義勇兵と正規軍との境目は予想以上に曖昧であったのだが、この点を正面から論じた研究

は非常に少ない⁷⁾。

他方、義勇兵を巡る政策上の動きも重要となる⁸⁾。実際、部隊創設から戦争開始(92年4月)に至るまでには一定の時間的猶予があり、この間に義勇兵の組織的枠組は少なからず変貌を遂げた。なお当時の軍事常識では、パートタイマーの民兵組織はプロフェッショナルな正規軍に太刀打ちできないとされており⁹⁾、加えて革命政府も(93年以降のような)総動員体制や大衆戦術をまだ採用していない。それゆえ戦争使用に向けて義勇兵部隊の改編がなされる際には、むしろ彼らを一介の民兵組織から脱皮させ、職業・専門的軍隊の形態に近づけようとする意向が強く働くことになろう。

だが市民であるべき義勇兵において、こうした正規軍への接近(つまり軍事組織化)という動きがあったことは、従来の研究では殆ど無視されている。例えば革命期の制度一般に関して、ゴドショの古典的著作は今なお広く参照されるが、同書での義勇兵はあくまで「武器を取った市民」以上のものではない¹⁰⁾。また国民衛兵の変遷を辿ったカロの近著は、制度史的な研究が少ない中で希少価値を持つものの、その性格上、義勇兵の叙述は概観的で通説の範囲に留まる¹¹⁾。さらにクレパンには義勇兵創設の経緯に触れた論考もあるが、そこでは徴兵制や国民軍の前段階としての意味合いが専ら強調されているようにも見える¹²⁾。

本稿の目的は、とりわけこの二つ目の批判点に基づき、実戦投入を控えた義勇兵の制度的変遷、政策上の動きを細部にわたって検証することにある。主たる対象期間は、91年6月の部隊創設から92年4月の戦争開始までとする。これによって、われわれは従来型のイメージでは捉えきれない彼らの実像により迫ることができるであろう。

1 「公安力」と義勇兵

まず義勇兵の創設に至るまでの経緯を簡単に確認しておきたい。義勇兵の軍制度上の位置づけ、あるいは他の軍事組織(国民衛兵、憲兵隊、正規軍等々)との関係を明らかにするためには、当時における「公安力(force publique)」¹³⁾の概念を一顧しておくことが有益である。この概念を巡る問題は既にギベールのよ

うな著名な軍事理論家によっても検討されていたが¹⁴⁾、議会でも(とりわけ91年憲法との関連で)90年末より本格的な討議が行われた。11月21日、ラボー・ド・サンテチェヌが法令の原案を提出し、これが若干の修正を経て12月5日に可決される。

ここで言う「公安力」とは、「全市民の力を結集したもの (la réunion de la force de tous les citoyens)」と定義され、①(能動)市民一般である「国民衛兵 (Garde nationale)」, ②国内の公安力を担当する「武装隊 (Corps armés)」, そして③国外の公安力を受け持つ「軍隊 (Armée)」という三つの要素に大別される。

ラボーによれば、国家は常に治安維持の兵力 (une force réprimante) を必要とするが、自由な国家においては、この役割を専制国家のように為政者の私兵 (une force particulière; 旧王国軍を示唆) に委ねてはならない。それゆえ全(能動)市民が奉仕義務を負う国民衛兵こそが、「公安力」の実質的基盤になるわけである [上記①]。だが通常時では、市民は軍事的職務 (fonctions militaires) に就いておらず、また国民衛兵にも日々日常の奉仕を望めない。よって、これらを専門職として委任される市民の一団が不可欠となってくる。まず「国内の公安力」に関しては、圧政の道具になる危険性を孕む正規軍は使用できないため、軍事組織であるものの文民権力の管轄下に置かれる憲兵隊 (91年2月にマレショセからジャンダルムリーへと改編) がこれを担当する [②]。他方で「国外の公安力」に関しては、国防の任務を帯びた一部の市民という名目で、職業的軍隊である正規軍を充てるのが適当とされる [③]¹⁵⁾。

われわれの考察において重要なのは、とりわけ①と③の関係となろう。実際、国民衛兵を「国外の公安力」としてそのまま用いるには様々な制約があった。ラボーの報告にも見られるように、専門・職業性を巡る問題がまずその一つである。また第二に、議会は既に徴兵制の採用を否決 (89年12月)、加えて侵略戦争の放棄を宣言 (90年5月) しており、これらの点で「全市民が軍務に服するのであれば、憲法に反した好戦的な国家になってしまう」ことも危惧された。確かに法案では、非常時における国民衛兵の戦争使用が想定されていたが、それはあくまで

外敵が国内に侵入した際の専守防衛目的にのみ限られる。さらに第三として、国民衛兵が軍旗の下に置かれる場合、その市民的性格が弱められ、軍指揮官の私兵あるいは軍事独裁の道具に変えられる心配もあった。後にも触れるが、国民衛兵の法制化に際してかかる危険性を回避する工夫が幾重にもなされたのは、まさにそのためである。また旧王国軍批判の急先鋒でもあったロベスピエールが、にもかかわらず国民衛兵による正規軍の業務代行に反対し続けたのも、総じて同様の根拠に基づくと言ってよい¹⁶⁾。

それゆえ、①の「公安力」を③の戦争目的に使うためには、何らかの中間媒体を経由させる必要があった。91年1月28日、アレクサンドル・ド・ラメトによって提唱された「10万人の予備兵 (100.000 soldats auxiliares)」構想は、こうした点で注目に値しよう。当時、貴族将校の亡命や兵士の脱走等により兵力不足の問題が深刻化しつつあったが、革命政府は正規軍の新兵募集を続ける一方で、より迅速かつ容易な手段を模索していた。しかし無尽蔵の資源である国民衛兵を投入する場合には、前述した高いハードルを乗り越えなければならない。

ラメトの構想においては、まず第一に強制徴集や市民皆兵の体系は否定される。「予備兵」への登録はあくまで市民の自由意志に基づき、対象年齢は18～40歳、期間は3年と定められた。また第二に、戦争使用を前提とする以上、軍隊としての組織作りが行われる。つまり登録者は平時には市民生活を送るが、戦時には従軍を義務づけられ、階級に応じて一定額の俸給を受ける。規律や待遇も正規軍並の扱いとなる。さらに部隊は行軍・戦闘に適した大隊 (bataillon) 編成をとり、部隊長などの要職には原則として経験者を優先させる、等々の趣旨が謳われた。そして第三として、その一方で軍指揮官による私兵化の危険性をも極力回避せねばならない。それゆえ「予備兵」の登録や召集に関しては、国民衛兵とほぼ同様の方式が採用され、各市町村の行政部門がこれを担当し、さらに立法権力である議会の承諾を必要とすることになっていた¹⁷⁾。

この「10万人の予備兵」創設は議会で可決されるものの、実際の召集は殆ど進まず、翌年1月の時点でも3～4千人しか集まらなかったという¹⁸⁾。だが、そこに含まれる基本原理 (任意参加の別組織を介した国民衛兵の間接投入、つまり一

部の市民に限った軍事組織化)は、数カ月後に立法化される「国民義勇兵」においてほぼそのまま踏襲されるであろう。裏を返せば、「予備兵」が結果として有名無実化するの、後続の「国民義勇兵」にその役割や使命を奪われたからだと言ってもよい。

そして6月13日、各県毎に国民衛兵を20人に1人の割合で登録するという形で、「国民義勇兵」の創設が決定された。この発端は諸事情の複雑な組合せによる¹⁹⁾。まず春先より、コブレンツ周辺ではコンデ公を筆頭とする亡命貴族たちが不穏な動きを見せ始め、また6月初旬には、反革命の疑いのある貴族将校の解雇問題が議場を賑わせていた。さらに重要な伏線として、直前の5月4日に「国王民兵制(milice royale)」を廃止した議会が、正規軍の暴走を抑止しうる代わりにの武力を欲していたことも挙げられよう。こうした中、軍事委員フレトー・サン・ジュストが国内外の現状に関する報告を行ない(6月11日)、王国および国境の保全のためには兵力の増強が不可欠という判断が下される²⁰⁾。しかし、もはや正規軍に信頼を置けない議会は、国民衛兵に頼った方法を選択するわけである。

「国民義勇兵」の創設に関して、議会内では特に激しい反発は見られなかった。これは義勇兵が先の「予備兵」構想を基本的に踏襲しており、自由の理念や憲法上の観点から合法性を備えていたこととおそらく関係している。実際、デュボワ・クランセの徴兵制動議(89年12月)にあれほど執拗に抵抗した同じ国民議会の成員が、今回の法案可決に際して不思議なほど静穏を保っていたのはいかにも象徴的である。いずれにせよ、直後に生じた国王一家のヴァレンヌ逃亡事件などを受けて、「国民義勇兵」の登録は極めて首尾よく進んだ。その総数は7月末には9万7千名、8月中旬には10万1千名にも達したとも言われる²¹⁾。

だが92年4月の戦争開始までには、結果的に見ればなお時間的な余裕があった。そこで問題となるのは、この準備期間における動向である。市民一般(=国民衛兵)を母体とする義勇兵が、「国外の公安力」としていかに改編・整備されていくか。次節では、かかる試行錯誤の過程を見ていくことにしよう。

2 実戦投入に向けて

91年6月の部隊創設から翌年4月の戦争開始に至るまでは、一語で言えば、実戦投入を前提にした義勇兵の軍事組織化が着々と進められる時期でもあった。事実、僅か一年にも満たない間に、大小含めて多種多様な法令類が公布される。これらを整理・分類することは容易でないが、組織全体に関わる包括的なものとしては、とりわけ6月21日、8月4日、12月28日の各デクレが重要である。また特定の義勇兵部隊を対象とするもの、あるいは軍隊一般の規定で義勇兵に関連する項目などについても、われわれは着目しなければならない。

むしろ、この軍事組織化の道程は決して平坦なものではなく、障害や抵抗に遭遇するケースも少なくなかった。これはおそらく、元来矛盾する要求が義勇兵に対して向けられていたことに由来する。つまり、彼らは「国外の公安力」としての戦争遂行能力を求められる一方で、その正規軍と異なる市民的な特質をも維持しなければならなかったのである。以下、こうした角度から個々の動きを追ってみたい。

(1) 将校の資質要求

義勇兵の軍事組織化において、まず特筆すべきは将校の資質要求である。部隊内の主要ポストに経験者を用いようとする意向は、既に「10万人の予備兵」構想の段階から表面化していた。だが当初の義勇兵では、この点に関する明確な規定が存在せず、むしろ各階級の人事は同部隊の特色ともいえる選挙制に委ねられていた。よく指摘されるように、義勇兵の要職に市民社会での影響力を持つ者が多く見られるのは、かかる事情も深く関係している²²⁾。

もっとも、最初の抜本的見直しが行われる8月4日のデクレでは、6月21日のそれに比べ、厳しい資格制限が設けられた。即ち、選挙制は原則として維持されたものの、将校や下士官に選出される者は正規軍か国民衛兵での勤務経験を持たねばならず²³⁾、また正副大隊長(中佐)のどちらか一名は、正規軍中隊を指揮した元大尉であることが要求された²⁴⁾。さらに大隊の参謀将校(adjutant-ma-

lor) とその副官 (adjutant-sous-officier) に関しては、前のデクレと異なり選挙制の対象外とされ、部隊が赴いた先の現地司令官(正規軍将官)によって、前者は正規軍の現役将校から、後者は同じく現役下士官から直接任命されることになった²⁵⁾。要するに、現役か否かの違いはあるが、軍隊経験者の指導的役割がここでは期待されていたのである。

だが、以上の要求は現実的には厳しすぎるものであった。例えばセヌ・エ・オワーズ県義勇兵第三大隊では、フランドル連隊の元大尉が高齢を理由に中佐への就任を辞退したため、間近に迫った部隊の出発までに有資格者を探すことが困難になったという。11月10日、彼らは基準を満たさない者の選出を容認するよう議会で陳情書を送ったが、これは討議の末に却下されてしまう²⁶⁾。同様の問題は、とりわけ然るべき軍隊経験者が希少となる地方の部隊で多発したに違いない。こうした状況を受けて、義勇兵に関する最も包括的な規定となる12月28日のデクレでは、正副大隊長の資格に関する条項(8月4日のデクレ第17条)の見直しを図られることになる。

この審議過程には若干の紆余曲折があり、軍事委員会が当初示した原案では、逆に正規軍将校としての6年の従軍期間を求めるという一層の厳格化が打ち出されていた²⁷⁾。これに対して左派に属するドラクロワは、多くの大隊で有資格者の選出が困難になると指摘し、軍隊経験のない国民衛兵出身者にも門戸を開放するように促す。原案の報告者ラキューエは、(8月4日の要求が厳しすぎると認めつつも)義勇兵の自由裁量に任せることは危険だと反論し、同じく軍事委員のデュマも、戦争知識の伝授役となる経験者の重要性を熱弁したが、結局はドラクロワの提案に大多数の支持が集まる²⁸⁾。そして最終案では、8月4日のデクレ第17条が破棄され、2名の中佐は国民衛兵もしくは正規軍に勤務していた市民の間から選ばれることが決まった²⁹⁾。以降、正規軍での経験を絶対条件とする措置は、少なくとも義勇兵の正副大隊長に関する諸々の規定から完全に消滅する。

だがこれをもって、義勇兵におけるプロフェッショナルイズムの要求が後退したと単純に決めつけることはできない。実際12月28日のデクレでも、参謀将校と副官に関する前述の規定(8月4日のデクレ第13条)はそのまま維持された³⁰⁾。ま

たドラクロワ案が支持される際に最後の決め手となったのは、「全フランス人は「革命以降の」二年間で軍事奉仕の経験を積んでいないのか」というデュアン（ノール県代表）の問いかけであった³¹⁾。つまりここでの義勇兵は、正規軍と異なる市民精神ではなく、正規軍に類する軍事経験を買われたゆえに、部隊指揮官に選ばれる資格を持つとみなされたのである。

(2) 義勇兵、もしくは国民衛兵での経験

部隊結成から歳月がすぎると、こうした論法が広く用いられるようになる。義勇兵自体を直接扱ったものではないが、91年11月に討議された正規軍将校の空席補充問題は、まさにその好例であろう。軍隊では貴族将校の亡命等により多数の空席が生じていたため、陸軍大臣デュポルタイユはその補充方法を早急に定めるよう議会で要請した³²⁾。特に問題になったのは、最下位の少尉ポストを誰に与えるかである（以降の階級はそこからの昇進者で順次埋める）。11月7日、軍事委員会は空席の半分を正規軍の下士官に、もう半分を能動市民かその息子に付与するという原案を提示する³³⁾。

これに対しては当然ながら、主に軍人系の議員から批判の声が上がった。例えばルトゥルヌール（後の五総裁の一人）は、「知識と経験のない指揮官」の危険性を滔々と説いている。だが、そうした批判を沈黙させたのは、「愛国心がそれを補う（ゴサン）」といった楽観・精神論ではなく、ルイエ（エロー県代表）による次の言説であった。「革命以来勤務しており、また訓練や指揮の術を会得し、さらに愛国者でもある国民衛兵は、祖国に仕えるために要求されるあらゆる資質を備えている。……15、6歳で歩兵連隊に見習いや候補生として地位を得ていた旧貴族たちは、国民衛兵に3年前から勤務している市民たちよりも事に精通しているというのか。……よって少尉位の半分は国境に赴いているか、国境に赴くべく自ら登録した国民衛兵 [=義勇兵] に与えられることを要望する」³⁴⁾。

しかし、ルイエの発言は別の意味で波紋を呼んだ。末尾の一文にも示されるように、明らかに彼は（より厳格な軍事体制の下に置かれる）義勇兵を国民衛兵に優先させているが、それが両者間の不平等につながるという異論が出されたので

ある。以降主要な争点は、「国境の国民衛兵(=義勇兵)」と同等の熱意や経験を「国内の国民衛兵」が備えているか、という問題に移った。激論が交わされた末、結局両者を区別せず、空いた少尉ポストの半分は義勇兵をも含めた国民衛兵全般に付与されることが決まる(11月29日のデクレ)³⁵⁾。だがその際、国民衛兵に義勇兵よりも厳しい基準が設けられた点には注目せねばならない。即ち、義勇兵の場合は無条件で候補者になりうるが、国民衛兵の場合は「本人自身の、かつ1790年1月1日から今日までを含む従来からの継続的な勤務実績」が必要とされたのである³⁶⁾。以上を通じて見られるのは、国民衛兵であれ義勇兵であれ、軍事業務のためには相応の経験や能力が求められていたという事実に他ならない。

ところで、義勇兵側にもこの種の自覚があったようだ。例えば92年4月7日、シャラント県義勇兵第二大隊の代表は議会の演壇に上り、危機迫るサン・ドマングへの派遣を懇願する演説を行なった。その際、彼は自身の大隊を「結成以来、部隊長の精力的指導によって叩き込まれた軍事戦術に対する知識、規律と服従、そして友愛精神に満ちている」と表現している³⁷⁾。むしろ、これが本当であるか否かはさて問題ではない。重要なのは、愛国心や革命精神以外のものが要求されていることをこの一代表が察知しており、また彼がそうした方向からの自己アピールを行なっている点である。同様のケースは、フィニステール県義勇兵第二大隊の請願(92年4月23日)などにおいても認められる³⁸⁾。

他方で、義勇兵での軍事経験は実質的には一年にも満たず、これを不安視する意見も数多く出された。例えば、91年12月に新に陸軍大臣に就任したナルボンヌは、年末・年始にかけての前線視察の後、戦争に備えた5万1千の兵力増強、しかも正規軍主体のそれが不可欠だと報告した(92年1月23日)。なぜなら「義勇兵の真価や愛国心にもかかわらず、また将来的には彼らの規律や訓練が充足されるにもかかわらず、所定の期間契約し、軍隊体制の厳しさに服している部隊[=正規軍]なしには戦争を支えることができない」からである³⁹⁾。同日、メジエール出身で佐官の肩書きを持つクリュブリエ・ドブテールも、要塞等での純粋な防衛戦なら義勇兵は活躍しうるが、野戦においての彼らは「戦役当初にはまだ十分な経験を積んでいないため、敵前で戦列を形成したり、攻守の力を保ったまま

整然一体となって正面の向きを変えられない」と危惧している⁴⁰⁾。後述するように、この兵力増強に関して議会内には義勇兵部隊の定員増を唱える勢力（ユゴーなど）も存在したが、最終的に正規軍の枠組みでの新規召集も必要という形で意見がまとまり、それらは1月24日のデクレとして具現化される⁴¹⁾。

但し、正規軍重視派の間においてさえ、「義勇兵での経験」といった要素が否定されなかった点には留意しなければならない。つまり、それは現段階ではまだ不十分だが、将来的には備わるものと見込まれていたのである。この実現性や信憑性はともあれ、かかる見解は義勇兵がもはや単なる民兵軍とはみなされておらず、また彼らを軍事組織化する努力が現在進行形で行なわれていたことを、如実に表しているのではないか。

(3) 国民衛兵との区別

既に見たように、「公安力」一般である市民は本質的に軍事奉仕には適さず、義勇兵はこの意味で国民衛兵との区別を当初から運命づけられていたと言える。例えば、彼らは創設時より所定の路銀や俸給を受けていたが、これは定住型で無償奉仕を原則とする国民衛兵と大いに異なる点であった⁴²⁾。そして8月4日のデクレでは、両者の違いを一層明確にしようとする意向が示される。原案を提出した軍事委員エムリーによれば、「こちら [=国民衛兵] は [義勇兵] 大隊と同質の業務を当てられておらず、両者の組織間には極めて大きな差異が存在する。……軍事業務を行なう国民衛兵 [=義勇兵] の組織は、それ自体より軍事的になるため、より正規軍大隊の組織に近づけることが望ましい」⁴³⁾。かかる方針に基づき、前述した将校の資格や、各階級における厳密な役割などが次々と定められたわけである。

軍事組織化された義勇兵と市民集団に留まった国民衛兵との距離を確認する上では、ほぼ同時期に出された後者に関する規定（9月29日のデクレ）を一顧するのが適当である。義勇兵とは対照的に、そこでは正規軍兵士や憲兵に対する登録義務の免除、および彼らの将校選出禁止が定められ⁴⁴⁾、職業軍人の影響力を極力排除しようとする配慮が明白に伺われる。また平等の観点から、指揮官や将校に

は輪番制が採用され、命令や服従といった上下関係も勤務時間外には適用されない⁴⁵⁾。規律違反や持場放棄に対する罰則が比較的軽いのも一つの特色である⁴⁶⁾。さらに非常時に限り国内外の「公安力」としての使用が想定されるものの、通常業務において国民衛兵はディストリクト外に出動せず、弾薬等すら支給されないといった条項も見られる⁴⁷⁾。

さて、国民衛兵の伝統を受け継ぐ将校選挙制は、当然ながら純軍事的には大きな難点を抱えていた。批判の類は枚挙に遑ないが、12月18日のプルヴール（ノール県代表）による発言は最も簡潔的を射ている。「このやり方は編成（formation）に際しては好ましいが、人事交代（remplacement）に際しては根本的に間違っていると思われる。……もし命令を下す側が下される側に従属するとすれば、義務の履行は不可能になる。〔義勇兵〕大隊は一軍事組織（une force armée）である。ゆえに本質的に服従義務があるのだ」⁴⁸⁾。彼の要求はその場では斥けられる。しかし92年4月4日、議会では来るべき戦争に備え、死亡等で大隊長ポストが空席になった場合の対処法が審議された。結果、その際には新たな候補者を一から選び直すのではなく、副大隊長の内部昇格で空席を埋めるという方針が採用された⁴⁹⁾。こうした見直しが行われること自体、軍事組織化された義勇兵の一面を物語っている。

もっとも、義勇兵は前身である国民衛兵との紐帯を完全には断ち切れなかった。その良い例が彼らの呼称である。これまでの引用にも散見されるのだが、議員の発言や法令等の条文では、正式に「義勇兵（volontaires nationaux）」と示されることは稀で、むしろ「自ら志願した国民衛兵（gardes nationales volontaires）」や「国境で勤務する国民衛兵（gardes nationales servant sur les frontières）」等々、国民衛兵の特殊なヴァリエーションとして表現されることが多い。つまり一定の差異化を図りながらも、議員などの間では両者を同根とする考え方が強かったようだ。厳密な線引きはできないが、92年4月の戦争開始以前にはとりわけこの傾向が顕著である。

また平等の観点から、義勇兵だけに特別な待遇を与えることも総じて忌避された。義勇兵の勤務実績（おそらく国民衛兵に勝る）を考慮して、彼らに空いた少

尉ポストの半分を与えようとしたルイエの提案が却下された顛末は、既に述べた通りである。また12月28日のデクレの趣旨説明（11月22日）において、軍事委員のラキューエが並べている一節は大変興味深い。彼はまず、異郷の地で厳格な軍法に耐えている義勇兵の苦境に鑑み、「義勇兵が必要とする全てのものを与え、行政や司法が定めていない〔軍事に関わる〕細部をそれ自体として取り決める」ことを求めた。そして同僚議員に対して、「守るべき国家の利益になる場合には、〔義勇兵をも含めた〕すべての国民衛兵が共通の規則に服さなくても善しとする」よう要請している⁵⁰⁾。同デクレは7部72条からなる包括・網羅的なもので、実際の業務を想定した義勇兵の細目に関する規定が盛り込まれた。それは結果として、国民衛兵との差異（とりわけ規律や報奨等で）を容認することをも意味していた。ラキューエによる一連の言葉は、一方では現実に迫られた差異を設ける必要性があり、もう一方では原則論的な立場からの反対意見が根強く存在していたことを、よく表すものであろう。

(4) 正規軍への接近、アマルガムへの障壁

義勇兵を巡る法制化は、基本的にそれを国民衛兵と区別し、かつ正規軍に接近させる方向で行われた。だが義勇兵が国民衛兵との絆を断ち切れなかったとするならば、同時に彼らは正規軍と完全に一体化することもなかったのである。確かに93年2月には有名なアマルガム法が施行され、義勇兵は正規軍と融合（前者一個大隊と後者二個大隊とで一半旅団を形成）することになるが⁵¹⁾、少なくとも当初想定されていた奉仕期間（92年12月1日まで）において、義勇兵は独立した組織であり続けた。

むしろ当然ながら、正規軍／義勇兵の二元体制が生む不都合は早期から指摘されていた。例えば、義勇兵は一般に正規軍兵士より好待遇であったが、12月28日のデクレの審議過程ではこうした点に関する批判が続出する。実際、軍事委員会が提示した原案には、義勇兵の場合は従軍期間を2倍に換算して、能動市民の権利や軍事報奨が付与されるという内容が含まれていた（第九条）⁵²⁾。しかし、この条項は右派（テオドール・ド・ラメト）のみならず左派（ドラクロワ）からも

糾弾され、最終的に同デクレから削除されてしまう。結局、この件に関しては格差を設けるのが適切でないとみなされ、義勇兵にも正規軍と同じ基準(90年8月3日のデクレ)を適用することが決まる⁵³⁾。

また、限られた人的資源の争奪合戦も生じていた。ナルボンヌは92年1月11日の報告で、義勇兵部隊に従軍希望者が流入したために、正規軍兵士の新規募集が首尾よく進んでいないと嘆いている。そのため陸軍大臣は義勇兵を正規軍兵士として契約させることを自ら提案するが、これは議会の猛反発に遭い却下される。何より義勇兵の一体性が失われること、加えて部隊から有能な人材が引き抜かれることが、反対側の主たる根拠であった⁵⁴⁾。また直後に審議された正規軍5万1千の増強措置に際しても、全ての兵種(歩兵、騎兵、砲兵)において現在義勇兵に勤務している者の召集が禁じられた(1月22日)⁵⁵⁾。将校についても同様に、戦争が近づくにつれ、義勇兵に関わっていた正規軍現役将校の処遇が大問題となる。彼らは元の部隊に戻るべきか、それとも義勇兵の指導を続けるべきか。91年12月27日、かかる懸案事項を提示したドラクロワは「秤にかけた場合、愛国的将校の少ない正規軍のほうを優先せざるを得ない」との理由で、該当者が来る4月1日までに元の部隊に復帰するよう求めた⁵⁶⁾。多くの異論も出されたが、結果としてこの意向は12月28日のデクレの中にそのまま組み込まれる⁵⁷⁾。但し、同条項は翌年3月18日には修正を余儀なくされ、大隊の参謀将校とその副官に限り、92年12月1日まで義勇兵部隊に留まることを許された。前述のように、彼らは元々現地司令官によって派遣された指南役であり、「隊列の展開を教え込む正規軍将校なくして、義勇兵は自らその能力を開花させることが出来ない(ラキューエ)」と判断されたからである⁵⁸⁾。

このように、二元体制の不都合については局所的な対策が講じられたものの、体制自体を抜本的に改めようとする試みは結局実施されなかった⁵⁹⁾。まず政治的な理由が挙げられよう。例えば、前述ナルボンヌの提案に対してドブリーが述べた所感(92年1月21日)は、当時支配的であった一つの考え方を代表している。この左派系の議員は、国民衛兵あるいは義勇兵を自由な国家の象徴と位置づけ、「現時点における[その正規軍への]編入は、いかなる形であれ、我々の自由に

対する保証の喪失とみなされる」と警鐘を鳴らした⁶⁰⁾。他方で、軍事的な理由も同じく無視できない。91年12月10日、義勇兵の扱いを巡って、デュマは「義勇兵の一時的な奉仕が、正規軍のそれと同様に長続きするか不明である」と答えているが⁶¹⁾、これは保守派や軍人系の議員における一種の共通認識であった。ゆえにアドホックな義勇兵とパーマネントな正規軍を同列に置いたり、また前者のやり方を後者に導入することに対しては、総じて慎重論が唱えられたのである。

(5) 戦争準備における義勇兵の意味合い

実際の効果はともかく、革命政府はかなり入念に戦争準備を行っていたと言える⁶²⁾。軍事問題の討議に費やされた時間の長さ、および軍隊に関して出された法令類の多さが、何よりもこれを物語る。その中でまず確認できるのは、政府はあくまで正規軍を主体とした戦争を想定していたということである。

フイヤン派の領袖ジョクールは、92年1月21日の演説で次のように述べた。「われわれは市民の民兵軍 (une milice citoyenne) だけに防衛を委ねられない。……自由な人民の勇気は規律や戦術を補うという者がいるが、目前の事実よりも感情に基づいたこの種の想定など、私は一顧だにしない。……(仮にそれで勝利が得られるとしても) お聞きしたいのは、訓練度の低い部隊によって得られる勝利にはより高い血の代償が払われるのではないか、という点である。華々しい勝利のために大量の血が流されることを、誰がわざわざ奨励するのか」⁶³⁾。この後半の一節は大衆戦術の負の側面を予見している点で興味深いが、かかる見解は別に右派だけに留まらない。例えば同日、一部から出された正規軍不要論に対して、デルマ(後の山岳派)はそれがいかに無分別で不得策かを辛辣な口調で指摘している⁶⁴⁾。いずれにせよ、市民の愛国心や革命的熱狂のみをもって他国の職業的軍隊に対峙しようという考え方は、この時期多くの議員にとって現実的ではなかった。そのような方針が本格的に採用されるには、少なくとも「30万人動員令」や「総動員令」が施行される93年以降を待たねばならない⁶⁵⁾。

だが、戦争に備えて軍隊の強化が不可欠であったにもかかわらず、革命政府は専制の道具たる正規軍をむやみに増やせないというジレンマを抱えていた。先に

も触れたように、92年1月24日には正規軍5万1千の新規召集が決定されるが、そこに至るまでの審議は決して一筋縄では行かなかった。同様の現象は、4月21日のレジオン創設動議においても認められる。この宣戦布告の翌日、推定約5万と見られるオーストリア・ハンガリー軽騎兵への対抗策として、軍事委員会は散兵部隊である「レジオン」中隊の新規創設を求めた。これは結果的に5月28日のデクレとして可決されるが、プロフェッショナルな観点から中隊を正規軍(軽騎兵+猟歩兵)主体の構成にしようとする委員会案は俄に賛同を得られず、むしろ政治的に信頼できる国民衛兵ベースの「自由中隊 (compagnies franches)」を推す声も多かった⁶⁶⁾。また92年1月中旬と4月中旬の二度にわたり、新に20名の将官(中將8名、少將12名)ポストを設ける措置が検討される。だが大幅な部隊増から必然にも見えるこの種の措置に対しても、異論や反対意見が続出した。結局、義勇兵の存在が軍人の暴走に対する歯止めになるとの観点から、同部隊からも候補者を募ることで最終的な決着が図られる⁶⁷⁾。その他、所謂「機動砲兵 (artillerie volante)」の採用が、数度にわたって先送りにされる一幕などもあった(92年3~4月)。これは野戦において当時革新的な戦術を可能ならしめる新兵種であったが、他方で専守防衛の目的から外れた「征服戦争の道具」になることが懸念されたからである⁶⁸⁾。

総じて立法府の構成員たちは、「戦力補強を口実にした執行権力の増大(バジュール)」⁶⁹⁾を過敏なまでに恐れていたようである。そうした彼らにとって、正規軍と別組織でありながら、一定の実戦能力を備えている(と想定される)義勇兵は、戦争準備に際してまさに格好の存在になり得た。本来予備的な手段であった義勇兵が次第に主要な位置を占めるようになる理由は、まさにここにある。正規軍主体の戦争準備策に一旦は斥けられたかに見える諸々のプランが、他日別のデクレとして成立していく有様はなかなか興味深い。例えば5万1千の新兵召集に関して、有力な代替案であったユゴー(米独立戦争帰りで散兵戦術の信奉者)の構想は、5月5日の義勇兵増員措置にほぼそのまま活かされた⁷⁰⁾。またレジオン創設の審議過程において浮上した「自由中隊」の理念は、7月17日に定められる「国民猟歩兵 (chasseurs nationaux)」結成の中に引き継がれることになる

う⁷¹⁾。

結局、義勇兵は軍事組織化された民兵集団であり、ゆえに市民としての位相と軍隊としての位相という二つの顔を備えていた。それらは本質的には相反するもので、義勇兵の輪郭や軍制度上の位置づけを非常に曖昧にさせている。だがこのハイブリッドな性格こそが、他ならぬ義勇兵の持ち味であって、理想と現実とが交差する戦争準備のパズルにおいて、彼らを必要不可欠なピースへと昇華させていったのである。

おわりに

以上、われわれは義勇兵の実戦投入問題について論じてきた。何より指摘できるのは、戦争使用に向けて、彼らは軍事組織化されねばならなかったということである。むろん、こうした試みは必ずしも順調に進んだわけではなく、結果的にはむしろ中途半端な形に終わったとさえ言える。しかし重要なのは、この「公安力」一般ないしは国民衛兵を前身とする組織において、大幅な質的転換を求めるような動きが存在したことである。それゆえ、義勇兵を専ら市民軍の象徴と位置づける従来型の見解では、彼らを巡る法制化の真意や、この時期特有の戦争準備のあり方を変えて見失わせる恐れもある。

確かに、義勇兵は市民でなければならなかった。保守派や軍人系を除けば、議員の多くは性悪説に基づくかの如く正規軍を嫌っており、逆に市民の善性ゆえに義勇兵は信頼の置ける存在となり得たのである。そしてこのことは、戦争準備や軍隊再編の過程において、総じて正規軍よりも義勇兵が重宝されたという経緯を整合的に説明する。

だが他方、それではなぜ国民衛兵ではなく、義勇兵が求められたのか。この問いに対する然るべき返答は、やはり後者の軍隊としての位相、言い換えれば職業・専門的な側面を抜きにしては考えられない。少なくとも理論上では、義勇兵は正規軍に類する従軍経験を有し、かつ「公安力」一般である残余の市民とは一線を画す集団であった。市民皆兵の体系を拒否し、大衆戦術の採用に消極的であった当時の議会が、国民の投入に関してそうした論法を必要としていた点は改

めて注目されるべきであろう。

フランス革命以降の国民軍形成過程において、義勇兵が果たした役割は確かに大きい。そもそも「武器を取った市民」の実戦投入が奏功していなければ、続く93年の「30万人動員令」や「総動員令」が果たして実行されたかどうかも疑問である。しかし逆説的だが、義勇兵の成功を容易にしたのは、彼らの有する愛国心や革命精神というよりも、彼らに付与された軍隊としての枠組みではなかったか。要職に旧王国軍出身者を多数抱え、また後の時代における軍事エリートの「苗床」にもなった義勇兵部隊⁷²⁾。これは明らかに、法制度上での彼らの軍事組織化がもたらした産物であり、その意味で義勇兵は職業的軍隊の流れをもまた受け継いでいたのである。

- 1) Jaurès, J., *L'armée nouvelle*, Paris, 1910; Soboul, A., *Les Soldats de l'an II*, Paris, 1959.
- 2) Crépin, A., *La conscription en débat*, Artois Presses Université, 1998, pp.19-24; Lynn, J.A. *The Bayonets of the Republic*, Boulder, 1996, pp.49-57.
- 3) A・マチエ『フランス大革命』ねず, 市原共訳(岩波文庫, 1959年), 中巻, 116頁; Bertaud, J.P. & Serman, W., *Nouvelle histoire militaire de la France, 1789-1919*, Paris, Fayard, 1998, pp.63-66. なおヴァルミーの「神話」に対する批判的検証としては, Bergès, L., *Valmy, le mythe de la République*, Toulouse, 2001. を参照.
- 4) 「市民」または「国民」の概念はそう単純ではないが, 本稿では基本的に militaire に対する civil(e) という意味合いでこれらを用いる. なお少々古いが, 少数のカーストからなる専門・職業的軍隊と市民全般からなる大衆・国民的軍隊を対置させる見解として, G・カスティラン『軍隊の歴史』西海・石橋共訳(白水社, 1955年). は示唆的である.
- 5) Bertaud, *Valmy*, Paris, 1970; "Le recrutement et l'avancement des officiers de la Révolution," *Annales historiques de la Révolution française*, no.207, 1972.
- 6) 拙稿「パリ義勇兵将校の軍歴について—「武器を取った市民」像の再検討—」『軍事史学』40巻4号, 2005年3月.
- 7) 義勇兵や国民衛兵に関するモノグラフィーは枚挙に遑ないが, 総じてこれらの主要関心は構成員の社会的出自(市民的位相)に置かれており, 各人の軍隊との関わり方(軍事的位相)については十分な議論がなされていない. さしあたり最新の研究としては, Ciotti, B., *Du volontaire au conscrit, les levées d'hommes dans le Puy-*

de-Dôme pendant la Révolution française, 2 vols, Presses Universitaires Blaise Pascal, 2001.

- 8) 義勇兵の制度・政策に関する古典的文献としては, Déprez, E., *Les volontaires nationaux, 1791-1793*, Paris, 1908 (Genève, 1977), を見よ。またわが国では, 革命軍とその政治状況の分析として, 次の論考がある。木之内秀彦「政治的軍隊」と「非政治的職業軍隊」—フランス革命初期軍隊問題の一考察(一)/(二)『法学論叢(京大)』122巻1号/123巻2号, 1987, 88年。
- 9) 例えばルイ16世治下の陸軍大臣サン・ジェルマンは, 「一個大隊ないしは一個連隊程度の民兵では大した業務ができないばかりか, 一度の会戦で3分の1, あるいは半数すら失ってしまう」と述べている。Saint-Germain, C.L., *Mémoires*, Amsterdam, 1779, p.152. また当代一流の軍事理論家ギベルが, 初期における国民皆兵論を撤回したのも総じて同様の理由に基づく。Guibert, J.A.H., comte de, *Défense du système de guerre moderne, ou réfutation du système de M. de M...D...*, Neuchâtel, 1779. 当時の軍事情勢が国民軍に逆風となっていた点に関しては, Léonard, E. G., *L'armée et ses problèmes au XVIIIe siècle*, Paris, 1958, pp.283-284.
- 10) Godeshot, J., *Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire* Paris, 1968, pp.130-138.
- 11) Carrot, G., *La Garde Nationale (1789-1871) : Une force publique ambiguë*, Paris, L'Harmattan, 2001. pp.110-113.
- 12) Crépin, A., "Le Nord et le Pas-de-Calais face à la création de l'armée nationale (1791- an II)," *Revue du Nord* 75, 1993; Ibid., "Armée, conscription et garde nationale dans l'opinion publique et le discours politique en France septentrionale (1789-1870)," *Revue du Nord* 85, 2003.
- 13) 「公安力」一般に関しては, さしあたり Dieu, F. & Mignon, P., *La force publique au travail*, Paris, 1999. を参照。
- 14) Guibert, *De la force publique considérée dans tous ses rapports*, Paris, 1790.
- 15) *Archives parlementaires de 1780 à 1830*, première série (1787-1799), 94 vols., Paris, 1867-1985 [以下APと略記], t.XX. pp.593-598.
- 16) AP, t.XXI. pp.238-250; *Id.*, t.XXV, pp.381-389.
- 17) AP, t.XXII. pp.531-535.
- 18) Carrot, *La Garde Nationale*, pp.109-110. なお, この数値は92年1月19日の陸軍大臣(ナルボンヌ)発言に拠った。AP, t.XXXVII. p.521.
- 19) この経緯については, 拙稿「フランス革命と徴兵制—革命軍のプロフェッショナルな性格について—」『一橋論叢』第116巻第6号, 1996年, 122~123頁を参照。
- 20) AP, t.XXVII, pp.119-133.

- 21) Godeshot, *Les Institutions*, p.137.
- 22) Bertaud, *Valmy*, p.298.
- 23) Décret relatif à la formation des corps de gardes nationales volontaires destinées à la défense des frontières (du 4 août 1791), Art.XV.
- 24) *Id.*, Art.XVII.
- 25) *Id.*, Art.XVIII.
- 26) *AP*, t.XXXIV, p.729.
- 27) *AP*, t.XXXV, p.303.
- 28) *AP*, t.XXXVI, pp.281-282.
- 29) Décret concernant la formation, l'organisation et la solde des bataillons des gardes nationales volontaires (du 28 décembre 1791), Sect.II, Art.XIV.
- 30) *Id.*, Art.XV.
- 31) *AP*, t.XXXVI, p.282.
- 32) *AP*, t.XXXIV, pp.251-253.
- 33) *Id.*, pp.678-679.
- 34) *Id.*, p.733.
- 35) *Id.*, p.734-736. *AP*, t.XXXV, pp.81-84, 305-306, 385-390, 424-426.
- 36) Décret sur les remplacements dans les emplois vacants de l'armée (du 29 novembre 1791), Art.IV.
- 37) *AP*, t.XLI, pp.318-319.
- 38) *AP*, t.XLII, p.314. なお、こうした沿岸諸県の義勇兵の関心が、東部国境よりも(地元と関りの深い)海外植民地に向けられている点は、当時における国民統合の度合いを考えるうえで興味深い。
- 39) *AP*, t.XXXVII, pp.596-598.
- 40) *Id.*, pp.598-601.
- 41) Décret sur le mode de recrutement des 51,000 hommes destinés au complet de l'armée (du 24 janvier 1792).
- 42) Carrot, *La Garde Nationale*, p.112.
- 43) *AP*, t.XXIX, pp.170-171.
- 44) Décret sur l'organisation des gardes nationales (du 29 septembre 1791), Sect.I, Art.XVII/Sect.II, Art.XXII.
- 45) *Id.*, Sect.II, Art.XXIII/Sect.V, Art.II.
- 46) *Id.*, Sect.V, Art.XVIII~XIV.
- 47) *Id.*, Sect.III, Art.XXII~XXV.
- 48) *AP*, t.XXXVI, p.226.

- 49) AP, t.XLI, pp.179-180.
- 50) AP, t.XXXV, pp.302-305.
- 51) 戦時中にもかかわらず、アマルガムは概ね96年頃までに完了したと言われる。なおこの大事業を容易にした背景として、義勇兵の軍事組織化によって同部隊と正規軍との差異が部分的に解消されていたことは、十分に想起されてよい。
- 52) AP, t.XXXV, p.303.
- 53) *Id.*, pp.727-729, AP, t.XXXVI, pp.223-224.
- 54) AP, t.XXXVII, pp.233-240, 515-516.
- 55) *Id.*, pp.574-584
- 56) AP, t.XXXVI, pp.462-463.
- 57) Décret (du 28 décembre 1791), Sect.II, Art.XX.
- 58) AP, t.XL, p.111.
- 59) 木之内, 前掲論文(二), 62~72頁.
- 60) AP, t.XXXVII, pp.554-557.
- 61) AP, t.XXXV, p.729.
- 62) 他方で、戦争に対する革命政府の見通しの甘さを指摘する論者も多い, 典型例として, Blanning, T.C.W., *The origins of the French revolutionary wars*, London, Longman, 1986, pp.96-113. などを見よ.
- 63) AP, t.XXXVII, pp.561-563.
- 64) *Id.*, pp.574-575.
- 65) 93年8月20日, 「総動員令」の起草者バレルは次のような見解を示している。「会期終了間際の立法議会による9万1千名の国民衛兵〔義勇兵を指す〕召集は、1792年にフランスを救った。この軍隊の中核こそが、共和国を築き上げるわれわれの手助けをしたのである。今日必要なのは、共和国を強固にする全体としての運動〔=総動員〕なのだ」。AP, t.LXXII, p.488. この発言の中には、ヴァルミー等の勝因を義勇兵に帰させる見解、および彼らを主軸とした大衆戦術への転換が見て取れる。
- 66) AP, t.XLII, pp.254-257, 333-340, 359-360, 382-384, 473-475.
- 67) AP, t.XXXVII, pp.521-523, 696-705, AP, t.XLII, pp.63-65.
- 68) AP, t.XXXIX, pp.285-289, AP, t.XI, pp.91-93, 683-688, AP, t.XLI, pp.551-552, AP, t.XLII, pp.4-5.
- 69) AP, t.XXXVIII, p.269.
- 70) Décret relatif à la formation de trente et un nouveaux bataillons de gardes nationaux volontaires (du 5 mai 1792).
- 71) Décret relatif à la formation de plusieurs compagnies de chasseurs volontaires nationaux (du 17 juillet 1792).

- 72) 参考までに、パリ義勇兵将校の約四割は旧王国軍出身者であり、約三分の一は後の正規軍で尉官以上の階級を得ている。拙稿「パリ義勇兵将校の軍歴について」、第一、第三節参照。

2005年1月17日受稿
2005年2月21日レフェリーの審査をへて掲載決定

(横浜市立大学非常勤講師)